

一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業
学校水泳授業に係る基本契約書
(案)

※複数の企業で構成される事業者グループを想定した内容となっている。単体の企業の場合には、市と単体の企業の契約内容に調整する。

一宮市（以下「甲」という。）と【学校水泳授業を実施する構成員】（以下「乙」という。）は、甲、乙及び【その他のグループ企業名（存在する場合）】が●年●月●日で締結した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 基本合意書」（以下「基本合意書」という。）に基づき、一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業（以下「本事業」という。）において、「（別紙１）民間プール施設」で定める屋内プール（以下「民間プール施設」という。）で実施する学校水泳授業の受入業務に関する事項について合意し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約において用いる用語は、本契約において特に定めのない限り、基本合意書における用語の定義に従うものとする。

第１章 総則

（業務内容）

第１条 甲が乙に委託する学校水泳授業の受入業務の業務内容（以下「本件業務」という。）は、甲が2025年●月●日付で公表した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業プロポーザル募集要項」（当該募集要項に付随して示された資料及び当該募集要項・資料に関する質問に対する回答として公表された回答結果を含み、以下「募集要項等」という。）や提案書類（本事業の公募型プロポーザル実施にあたって事業者グループから提出された提案書類、ヒアリング審査の内容、ヒアリング審査前の提案内容に係る甲からの質問に対する回答結果及び本契約締結までに事業者グループが甲に提出した提案内容を補完する趣旨の一切の書類をいい、以下「提案書類」という。）に定めるとおりとする。

（善管注意義務等）

第２条 乙は、本件業務を行うに当たって、関係法令を遵守し、業務責任者及び業務従事者等の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し、本事業の趣旨に従って、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

- ２ 乙は、本件業務の業務責任者及び業務従事者等の健康管理に留意しなければならない。
- ３ 乙は、民間プール施設及び送迎に使用するバスの定期的な消毒や換気の徹底等の各感染症対策を実施しなければならない。
- ４ 乙は、業務責任者及び業務従事者等に対する雇用者及び使用者としての労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法その他関係法令を遵守し、責任をもって労務管理を行うものとする。

(契約の保証)

第3条 乙は、本件業務の開始と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保の提供

- 2 前項の保証にかかる契約保証金の額は、本契約における該当年度における年間の学校水泳授業の委託料の合計額の100分の10以上の金額とする。
- 3 前項にかかわらず、甲は、一宮市契約規則（昭和50年規則第16号）第8条各号のいずれかに該当するときは、前項に定める保証金の全部又は一部の預託義務を免除することができる。

(損害賠償)

第4条 乙の責に帰すべき理由により、乙が甲、甲の教職員、児童（以下、甲の教職員及び児童を総称して「教員・児童」という。）及び第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害賠償の責任を負う。賠償額については、甲に損害を与えたとき及び教員・児童に損害を与えたときは甲と乙間で協議の上これを定め、第三者に損害を与えたときは乙と第三者間で協議の上決定するものとするとともに、関係法令の定めに従うものとする。

- 2 乙は、本件業務で実施する水泳指導に関して乙の責に帰すべき事由により甲の教職員、児童及び第三者に損害を与えた場合に、乙がその損害を賠償するため、賠償責任保険（対人賠償は1名あたり1億円以上）を付保しなければならない。
- 3 乙は、本件業務で実施するバスでの送迎業務に関して保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び車両の事故については、自らの費用において必要な保険に加入するとともに、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。
- 4 当該保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、本契約又は本事業に関して相手方から提供を受けた情報のうち第2項に定める以外のもの（以下「秘密情報」という。）を、相手方の承諾を得ずして、第三者に開示しないこと、及び本契約の目的以外には使用しないことを各自確認する。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 甲及び乙が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次号の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合

- (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 本事業に関する資金調達等のために開示を必要とする場合
 - (5) 甲が関係法令等（一宮市情報公開条例（平成12年6月27日条例第33号）を含む。）に基づき開示する場合
 - (6) 甲及び乙が守秘義務契約を締結した者に開示する場合
- 4 乙は、本件業務に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める「（別紙2）個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第2章 学校水泳授業の水泳指導

（対象校）

第6条 本件業務の対象となる学校（以下「対象校」という。）は、「（別紙3）対象校」で定めるとおりとする。

2 甲は乙と協議のうえ、対象校を変更することができる。

（スケジュール）

第7条 本件業務のスケジュールの概要は、「（別紙4）スケジュール」で定めるとおりとする。

2 甲は当該年度の学校水泳授業を開始する60日前までに、学校水泳授業の時間及び対象児童数を、甲の定めるタイムスケジュール表等により乙へ通知したうえで、当該年度における業務内容の詳細を協議し、「（別紙5）一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 学校水泳授業に係る年度契約書」を締結するものとする。

3 悪天候や自然災害による警報等の影響その他の不可抗力事由により、当該対象校に関する学校水泳授業の実施又は本件業務の履行が不能又は困難な場合には、甲と乙とで調整のうえ、別日において本件業務を実施する。状況によっては、直前の中止連絡になる場合もあることを、乙は予め異議なく了解する。

（学校水泳授業における水泳指導）

第8条 学校水泳授業における水泳指導の内容は、本契約及び募集要項等で定めるほか、提案書類の内容に基づき、甲と乙で協議の上で決定する。

2 民間プール施設において、乙は指導内容が安全かつ効果的に行うことができるよう事前に実技研修を行う。また、乙は学校水泳授業指導者に対し、学習指導要領や学校教育法等の関連法令等に関する事前研修を実施することとする。

3 学校水泳授業の実施時期については、当該対象校と甲及び乙とで協議の上で決定する。

4 甲と乙とは、当該年度の学校水泳授業開始の60日前までに、事前打合せを行う。その際、小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、当該対象校の年間指導計画の学習内容を基に、当該対象校と乙で指導計画や目標、留意点などについて打合せを行う。

5 学校水泳授業のグループ分け、必要な学校水泳授業指導者の数、資格等については、「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に定めるとおりとする。

(学校水泳授業実施報告書の提出)

第9条 乙は、学校水泳指導実施後に指導にあたった学校水泳授業指導者や指導内容、児童の人数等を記録した「学校水泳授業実施報告書」を作成し、各年度の四半期（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月のそれぞれの期間のこと。以下同じ。）の期間に対応する当該報告書を四半期の終了日から1ヶ月以内に、甲及び対象校に各1部を提出するものとする。

(学校水泳授業指導者の服務等)

第10条 乙は、適切な学校水泳授業指導者を確保するとともに、次の各号に定める事項を遵守させなければならない。

- (1) 当該対象校の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (2) 業務上知り得た秘密を契約中及び契約終了後についても漏らしてはならない。
- (3) 業務の遂行に際して、宗教的活動や政治的活動を行ってはならない。
- (4) 当該対象校の教育及び保育にふさわしい態度で臨み、就業時間（休憩時間を除く。）においては、学校水泳授業指導者の高い専門性を踏まえ、教員・児童の安全の確保並びに適切な教育及び保育のために、高い注意義務をもって職務を遂行しなければならない。
- (5) 水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。万一事故等が起こった場合は当該対象校と協力し、事態の収拾を図ること。また、事故が起こった場合は、事故報告書を直ちに甲に提出すること。

2 乙は、児童の安全面に十分配慮し、常時、必要な人数の監視員をプールサイドに配置することと。

(本件業務の対価)

第11条 本件業務の対価である「学校水泳授業の委託料」の算定方法は、甲が2025年●月●日付で公表した募集要項等の定めに従うものとする。

2 前項で定める対価以上の追加費用を乙が要し、又は本件業務の履行に関して乙が損害を被ったとしても、本契約で別段の定めがある場合を除き、当該費用又は損害は乙が負担するものとし、甲に請求することはできないものとする。ただし、当該追加費用又は損害が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

3 学校水泳授業の委託料に関しては、物価の水準が変動した際や消費税率が改定した際、関係する法令等が改正された際等には、甲と乙で協議の上で合理的な範囲において改定をすることができる。

(作成教材等の著作権)

第12条 学校水泳授業指導者が、甲や当該対象校の教職員と協力して作成した教材等に関わる著作や知的所有権等の諸権利は、甲に属するものとする。

(学校水泳授業指導者の変更)

第13条 甲は、学校水泳授業指導者が本件業務の遂行にあたり、著しく適性を欠き、改善の見込みがないと判断した場合は、乙に対し、当該学校水泳授業指導者の変更を要請することができ、

乙は速やかにこれに応じるものとする。

第3章 バスでの送迎業務

(バスでの送迎業務の内容)

第14条 バスでの送迎業務の詳細は、本契約及び募集要項等で定めるほか、提案書類の内容に基づき、甲と乙で協議の上で決定する。

2 乙は、教員・児童がバスに乗降車する際のバス停車場所、安全対策及びバスの運行経路等について、バスでの送迎業務を開始する日までに、甲と事前の打合せ協議を行い、甲の確認を得るものとする。

3 甲は学校水泳授業を行う日の●日前までに、バス運行日、学校水泳授業時間及びバス乗車予定人数を、甲の定めるタイムスケジュール表等により乙へ通知するものとする。バスの運行タイムスケジュールについては、甲と乙が協議の上で決定するものとする。

4 乙は、バスの運行開始前にバスの点検を実施するものとする。また、一日の送迎終了後は、バスの点検及び清掃を行うものとする。

5 乙は、前四項に定める業務に付随するものとして、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 燃料等の給油及び購入
- (2) 修理全般、タイヤの交換、消耗品等の管理及び購入
- (3) 備品管理
- (4) その他車両管理のために必要な事務手続

6 乙は、次の要件を満たすバスを乙の費用及び責任で用意し、バスでの送迎業務を実施するものとする。

- (1) 法定点検整備及び継続検査による整備を実施したもの
- (2) 自動車保険（任意保険）に加入しているもの
- (3) 自動車損害賠償責任保険等に加入しているもの

7 教員・児童の乗降時の安全確認及び人数確認は、甲の責任の範囲で行うものとする。

8 乙は、バス運行時においては、教員・児童が安全にバスへ乗車しバスが良好な状態で運行できるよう、バス乗降口及び周囲の安全確認を行うものとする。また、乙は、運行ごとに車中の忘れ物の点検を行い、忘れ物があつた場合には、直ちに当該対象校へ連絡するものとする。

9 バスでの送迎業務の履行に伴って万が一事故が発生した場合には、直ちにその旨を該当する当該対象校及び甲、警察、救急その他の関係機関及び甲に連絡し、甲と協議のもと、責任をもってその一切の処理手続を行うものとする。

10 乙はバスでの送迎業務を行うにあたりバスでの送迎業務責任者の選任を行い、バスでの送迎業務の業務従事者名簿を添えて、業務開始前までに甲へ提出するものとする。

11 乙は、バスでの送迎業務の業務従事者に対する業務の指示、指揮監督の任にあたる。

12 乙は、バスでの送迎業務の業務従事者をして、安全衛生、火気等の取扱いに十分に配慮させ、事故、故障の防止等に努めるとともに、バスでの送迎業務責任者の指示・指揮命令に基づき業務を実施させるものとする。

13 乙は、バスでの送迎業務の実施にあたり、業務実施前に要求水準書に定める「バスでの送迎業務に係る必要書類」を1部甲へ提出するものとする。なお、当該書類に記載した内容に変更が生じる場合は、変更開始3日前までに変更後の書類を1部甲へ提出するものとする。

- 1 4 乙は、教員・児童の送迎業務終了後、出発時間及び到着時間等を記録した「送迎実施報告書」を作成し、各年度の四半期の期間に対応する当該報告書を四半期の終了日から1ヶ月以内に、甲及び対象校に各1部を提出するものとする。
- 1 5 乙は、事前に甲の承諾を得た場合に限りバスでの送迎業務を第三者に再委託できるものとする。
- 1 6 乙は、前項に基づきバスでの送迎業務を第三者に再委託した場合は、バスでの送迎業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由はすべて乙の責めに帰すべき事由とし、乙が責任を負うものとする。

第4章 契約の解除等

(甲の解除権)

- 第15条 乙がその債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、本契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 乙が次に掲げる事由に該当する場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。
 - (1) 乙の債務の全部又は一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 3 前二項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、当該解除がなされた日の属する年度において想定される学校水泳授業の委託料の総額の契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 4 前項の場合において、本契約に関し契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。
 - 5 第3項の違約金は損害賠償額の予定を定めるものではなく、甲が第3項に定める違約金を超えて当該解除により損害を被った場合には、当該超過損害分の賠償を乙に請求することができるものとする。

(乙の解除権)

- 第16条 甲がその債務を履行しない場合において、乙が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、乙は、本契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第17条 本契約が解除された場合には、本契約に規定する甲及び乙の義務は将来に向けて消滅する。

(解除に伴う措置)

第18条 乙は、本契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第19条 乙は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに甲に報告しなければならない。

(本契約の変更)

第20条 本契約（別紙を含む。）の変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、本契約により生ずる権利、義務又は契約上の地位を第三者に譲渡、担保設定、その他の処分を行い、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(モニタリングの実施等)

第22条 甲は、募集要項等に基づき、乙が要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づいて適切に本件業務を実施していることを確認するため、本件業務の遂行状況についてモニタリングを行うものとし、乙は、甲のモニタリングの実施に必要な協力を行うものとする。

2 甲は、前項のモニタリングの結果、要求水準を満たしていないと判断した場合には、乙に対する是正若しくは改善勧告、又は「学校水泳授業の委託料」の減額等の必要な措置を行うことができるものとし、乙は当該措置に従うものとする。

3 甲は、前項に基づく改善勧告によっても改善が行われず、再度の改善勧告を行ったにもかかわらず改善が見込まれない場合、又は本事業の目的が達成されないと判断した場合には、本契約を解除することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第23条 本契約は、日本国の法令及び一宮市の定める条例に従い解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第24条 本契約に定めのない事項については、甲、乙及び【その他のグループ企業名（存在する場合）】が●年●月●日で締結した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 基本合意書」が適用されるものとし、本契約及び当該基本合意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

[]年[]月[]日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
一宮市長 中野 正康 印

乙 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印

(別紙1) 民間プール施設

※民間プール施設を特定できる情報を契約締結時に記載する。

(別紙２) 個人情報取扱特記事項

※「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 基本合意書」に別紙７として添付する「個人情報取扱特記事項」と同じ内容を添付する。

(別紙3) 対象校

対象校は、民間プール施設供用開始時点においては、下記の小学校（13校）である。

【学校水泳授業の対象校（民間プール施設供用開始時点）】

No.	学校名	所在地
1	宮西小学校	大宮4丁目5番33号
2	貴船小学校	貴船1丁目8番46号
3	大志小学校	大志2丁目7番6号
4	向山小学校	向山町3丁目1番地
5	西成小学校	西大海道字障子目30番地
6	赤見小学校	大赤見字清水2467番地
7	浅野小学校	浅野字野口95番地
8	丹陽小学校	三ツ井5丁目22番1号
9	丹陽西小学校	多加木1丁目17番1号
10	丹陽南小学校	丹陽町九日市場2666番地
11	大和東小学校	大和町戸塚字薬師浦320番地
12	千秋小学校	千秋町佐野字北浦136番地
13	富士小学校	富士2丁目5番14号

(別紙4) スケジュール

※市と事業者で協議して決定した年間のスケジュールを掲載する。

(別紙5) 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 学校水泳授業に係る年度契約書

一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 学校水泳授業に係る年度契約書
(案)

一宮市（以下「甲」という。）と【事業者又は学校水泳授業の受入を実施する構成員】（以下「乙」という。）は、一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業における学校水泳授業の受入業務に関して、一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 学校水泳授業に係る基本契約書（以下「基本契約」という。）に基づき、次のとおり年度契約（以下「本年度契約」という。）を締結する。

(趣旨)

第1条 本年度契約は、基本契約で定める本件業務の実施にあたり、基本契約に定めのない事項及び必要な事項について定めるものとする。

(本年度契約の期間)

第2条 本年度契約の期間は、●年4月1日から●年3月31日までとする。

(●年度の学校水泳授業の委託料)

第3条 基本契約第11条に基づき、甲が乙に支払う●年度の本件業務の委託料は、年額●●円（うち、消費税及び地方消費税の額●●円）とする。

2 前項の委託料の内訳は、下記のとおりとする。

記

単位：円

対象期間		金額（税抜）	消費税及び 地方消費税	金額（税込）
第1四半期	●年●月～●月	●●●	●●●	●●●
第2四半期	●年●月～●月	●●●	●●●	●●●
第3四半期	●年●月～●月	●●●	●●●	●●●
第4四半期	●年●月～●月	●●●	●●●	●●●
合計		●●●	●●●	●●●

3 乙は、各実施報告書（「学校水泳授業実施報告書」及び「送迎実施報告書」）が四半期（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月のそれぞれの期間のこと。）の終了日から1ヶ月以内に提出され、その内容を甲が確認した旨の通知を受領次第、速やかに前項の支払を受けるための請求書を、甲に提出するものとする。甲は、乙からの適法な支払いの請求があったときは、請求の日から30日以内に支払わなければならない。

4 甲は、前項の支払いを遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法

律第256号)第8条の規定に基づいて財務大臣が決定する率(以下、「財務大臣が決定する率」という。)で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(疑義についての協議)

第4条 本年度契約、基本契約及び募集要項等に定めのない事項で必要がある場合及び本年度契約について疑義が生じたときは、甲と乙とで協議を行った上で決定するものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

[]年[]月[]日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
一宮市長 中野 正康 印

乙 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印